

保医発 0930 第 4 号
令和 2 年 9 月 30 日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 2 年 10 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号)の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の定義について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和2年3月5日保医発0305第9号)の一部改正について

- 1 の3の130(4)中の「対象血管内径 2.75mm から 5.0mm」を「対象血管内径 2.5mm から 5.0mm」に改める。
- 2 の3の132(3)中の「脳動脈瘤治療用フローダイバーター」を「脳動脈瘤治療用フローダイバーター又は中心循環系血管内塞栓促進用補綴材」に改める。

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

- 1 別表の の 065(3) イ中の「ポーラス状のタンタル」を「ポーラス状のタンタル又はチタン合金」に改める。
- 2 別表の の 065(3) ウ中の「ベースプレートパッド」を「ベースプレートパッド又はコンポーネント」に改める、エ中の「ポーラス状のタンタル」を「ポーラス状のタンタル又はチタン合金」に改める。